

受験者数が30名と少し減っています。1時間目でしたので、ぜひ遅れずに受けて下さい。  
平均点は約7.2点でした。

- 01 10月1日に、注文していないロースクール教材一式と請求書20万円が君に送付されてきた。君は教材の内容をざっと見たが、放置しておいたところ、10月10日に1週間内に代金の支払いを求めメールが届いた。うっかり返事を忘れて10月末日になってしまった場合、~~君は、支払を拒めない。~~ **ネガティブ・オプション (特定商取引法59条参照) の典型的な場合です。**
- 02 代金支払期日も目的物の引渡時期も10月17日とされている売買契約においては、買主も売主も、~~18日以降は債務不履行の責任を負わなければならない。~~ **同時履行の抗弁権 (533条) による正当化 (違法性阻却) が機能します。**
- ③ 第三者のためにする契約において、特段の定めがなければ、履行の請求ができるのは要約者と受益者であるが、諾約者が履行をしないときに契約を解除できるのは、要約者のみである。講義で触れられなかったものの正解率がやはり落ちます。超基本問題なのですが、4分の1以上が不正解でした。
- 04 契約交渉に入った当事者は、相手方に契約締結の期待を抱かせているので、途中で交渉を打ち切ること自体はできるが、~~相手方に生じた信頼損害を賠償しなければならない。~~ **信義則に反して故意または過失によって、相手方に契約の成立を信頼させた場合に限り、契約締結の自由を保障する必要から、無過失責任はありえません。本選択肢を正解としている誤りが多く、約6割が不正解でした。**
- 05 Yは、10月1日にXとの間で、ある記念日である10月10日に「10月10日のY」という肖像画を20万円で購入する契約をしたが、災害で交通がマヒして当日Xのアトリエに行けず、「10月10日のY」という絵は描けなくなった。この場合、危険負担における債務者主義が適用されるので、Xは、代金債務者Yに対して~~代金20万円を請求できる。~~ **約半数が不正解とちょっと深刻に思います。本間に債権者主義が適用されるとする誤りが多かったです。534条の要件をよく見ましょう。同条は、売買契約や交換契約等だけに適用され、本問のような役務給付を内容とする契約には債務者主義 (536条1項) が適用されますので、この部分は正しいのです。しかし、反対給付債務も消滅しますので、文末の結論が誤りになります。債権者主義と債務者主義を取り違えているせいでしょうか、この命題全部が正しいとするものが一定ありました。**
- 06 XがYにXの製作する商品甲を売却する契約が締結されたが、この契約では、代金は先払いとされ、納品は代金支払いの1か月後とされていた。契約直後に、Xの主要な従業員の突然の退職によってXによる甲の製作が困難な状況となっても、~~Yは、Xの代金支払請求を拒絶することができない。~~ **不安の抗弁権。**
- 07 契約の拘束力は、「自由な自己決定の結果については、決定主体は責任を負わなければならない」という考え方によって基礎づけられると考えられる。それゆえ、~~契約締結の意思が両当事者にないと契約は成立しない。~~ **締結強制や意思表示の瑕疵などの場合には契約は成立します。**

- ⑧ 契約の申込みとみられる工事業者の見積書に有効期限の記載がなかった場合であっても、例えば2年後に注文者が発注書を送ってきたときには、業者は契約の成立を否定できる可能性が高い。さすがに2年も経てば、よほどの特殊な事情がない限り、承諾適格は失われているでしょう。しかし、約2割が誤りとしていました。
- ⑨ 特定物売買で、目的物が売主の責めに帰すべき事由により滅失した場合でも、買主は、当然に代金支払義務を免れるわけではない。契約解除をしないと代金債務は消滅しません。約3分の1が不正解でした。超基本なので、この点はよく反省して、正しく認識して下さい。
- 10 工事業者が近所に住む注文者の求めに応じて、注文者所有の家の改装工事につき、「見積書の有効期限は9月末日です。」と付記されていた300万円の見積書を渡した場合において、9月28日付の消印のある発注書が10月1日に業者の営業所に郵送で届いたとき、~~業者は、注文を断ることはできない。~~522条1項で遅滞なく延着の通知を送れば、2項の擬制はないので注文を断ることができます。